

くらしの安心情報

情報ファイル NO.90

平成 22 年 6 月 11 日

電話で「肌に良い」という化粧品を強引に勧められ、大量に購入してしまいました。「過量販売」として、解約できますか？

相談内容

【相談者 30代 女性】

肌荒れに悩んでいましたが、先月、電話で、「肌荒れにとてもよいという化粧品を、特別価格で」と強引に勧められ、断り切れずに1年間分(化粧水など50本、30万円)購入してしまいました。あとでよく考えると、1年間ではとても使いきれない量です。以前、「過量販売」は解約できると聞いたのですが、本当でしょうか…？

対処方法

- ・ 通常必要とされる量を著しく超える商品等を購入する契約を結んだ場合、「過量販売契約」として契約解除が可能となるのは、「訪問販売」による契約です(契約後 1 年間)。「電話勧誘販売」には適用されません。
- ・ 相談者には、電話勧誘販売なので、過量販売契約の解除ができないことを伝えました。なお、勧誘方法や契約内容に問題があれば解約できる場合があります。
- ・ 一人で悩まないで、早めに市町村相談窓口、県消費生活センターに相談してください。

わぁ、使いきれないわ～



発行：くらしの安心ネットとやま (事務局：富山県消費生活センター)

ご相談は…

TEL: 076 - 432 - 9233 (消費生活相談) FAX: 076 - 431 - 2631

076 - 433 - 3252 (消費者金融・多重債務相談)

高岡支所 0766 - 25 - 2777 (消費生活相談、消費者金融・多重債務相談)

FAX: 0766 - 25 - 2890